

# 生田緑地マネジメント会議 会則(案)

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 市民と市の協働による管理運営体制を推進するため、生田緑地にかかわる多様な主体が相互に連携・調整しながら管理運営に参加する「協働のプラットフォーム」として、生田緑地マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置するものとする。

### (目的)

第2条 マネジメント会議は、次の各号に掲げることを目的とする。

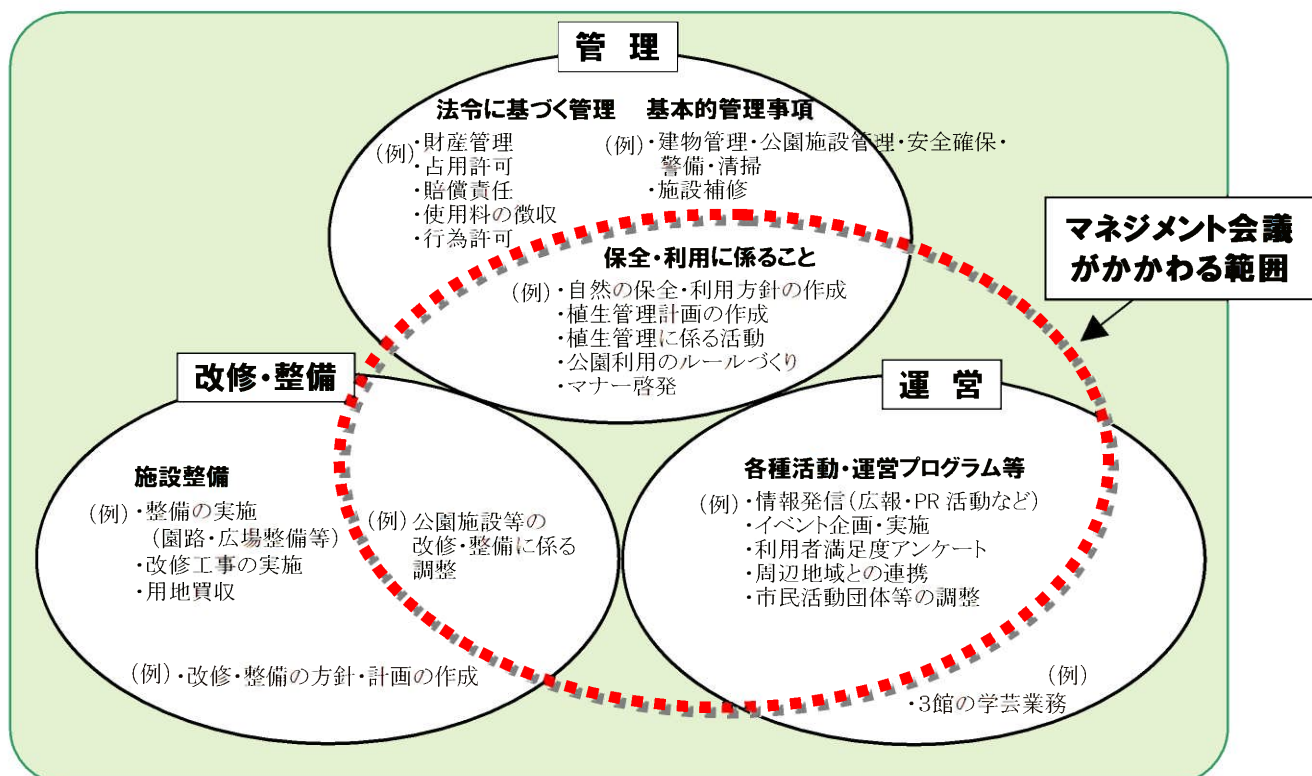
- (1) 「生田緑地ビジョン」の実現に向けて、生田緑地にかかわる多様な主体が集まり、相互に連携・調整しながら、合意形成を図ること。
- (2) 生田緑地の価値と魅力を高め、誰もが気持ちよく過ごすことができる公園とするように、自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくこと。

### (所掌範囲等)

第3条 マネジメント会議がかかわる範囲は、「管理」、「運営」及び「改修・整備」の3つの領域のうち、下図のとおりとする。

- 2 それぞれの領域については、マネジメント会議において情報共有を図り、必要に応じて協議・調整等を行う。
- 3 マネジメント会議は、市と協定を締結することにより、生田緑地の管理運営の一部を市と協働により行うことができる。
- 4 生田緑地の管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は、市が担うものとする。

### 【生田緑地マネジメント会議のかかわる範囲 イメージ】



※管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は市が担う。

### (マネジメント会議の機能)

第4条 マネジメント会議は、マネジメント会議が独自で行う事業及びマネジメント会議の運営に関する事項については、承認を行う機能を有するものとする。また、市の施策や予算にかかわる事項など市が自らの計画や事業等として運用すべき事項については、市に対して提言を行う機能を有するものとする。

分類項目	例	マネジメント会議の機能
マネジメント会議が独自で行う事業	広報・PR活動、イベント企画・実施、環境プログラム作成、利用者満足度アンケート実施 など	承認
マネジメント会議の運営に関する事項	会則の制定・変更、役員・運営委員・コーディネーター・アドバイザーの選任、会員の入会及び除名、活動団体等の活動計画及び活動の調整（公園施設等管理者が承認しないものを除く。）、生田緑地植生管理実施プログラムの策定・変更及び運用、プロジェクト会議の設置 など	
市の計画や事業等として運用すべき事項	「生田緑地の自然の保全・利用方針」の策定・変更及び運用、「生田緑地植生管理計画」の策定・変更及び運用、公園利用のルールづくり など	提言

## 第2章 会員

### (会員の構成等)

第5条 マネジメント会議の会員は、正会員及び準会員をもって構成する。

- 2 正会員及び準会員は、生田緑地若しくはその周辺で活動している、又は活動しようとしている団体、企業等（以下「活動団体等」という。）、生田緑地周辺の町内会・自治会・商店会等の地域団体、大学等（以下「地域団体・大学等」という。）並びに行政及び指定管理者等（以下「行政・指定管理者等」という。）とする。
- 3 正会員は、団体を原則とする。ただし、学識経験者については個人での参加を認める。
- 4 準会員は、団体を原則とせず、個人での参加を認める。
- 5 団体は、3人以上の構成員から成り、団体の意思を決定し、執行する組織が確立しているものでなければならない。
- 6 生田緑地内で継続的に活動を行うには、正会員とならなければならない。ただし、生田緑地の文化施設内等に限定して行う活動については、この限りでない。

### (会員の資格)

第6条 マネジメント会議の会員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) マネジメント会議の目的、「生田緑地ビジョン」等に賛同し、公共サービスの担い手として責任を持って生田緑地の管理運営にかかわることができること。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (3) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (4) 特定のものに不利益を及ぼすおそれがある活動又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする活動を行うものでないこと。

### **(入会、変更の届出等)**

- 第7条 マネジメント会議の会員になろうとする「活動団体等」は、団体にあつては入会申込書（第1号様式）を、個人にあつては入会申込書（第2号様式）をそれぞれマネジメント会議の会長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。
- 2 マネジメント会議の会員になろうとする「地域団体・大学等」は、入会届（第3号様式）をマネジメント会議の会長に提出する。
- 3 会員は、入会申込書又は入会届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに変更届（第4号様式）をマネジメント会議の会長に提出しなければならない。
- 4 マネジメント会議の会長は、正会員である団体の名称及び代表者の氏名並びに学識経験者の氏名を公表するものとする。

### **(退会)**

第8条 会員は、退会届（第5号様式）をマネジメント会議の会長に提出し、任意に退会することができる。

### **(除名)**

- 第9条 マネジメント会議は、会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、運営会議の承認によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。
- (1) マネジメント会議の会則に違反したとき。
- (2) マネジメント会議の名誉を傷つけ、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### **(会員資格の喪失)**

- 第10条 会員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会員である「活動団体等」が生田緑地又はその周辺で活動を行わなくなったとき。

## **第3章 役員**

### **(役員)**

- 第11条 マネジメント会議に次の各号に掲げる役員を置き、兼任を妨げない。また、マネジメント会議の会長及び副会長は、それぞれ運営会議の会長及び副会長を兼ねるものとする。
- (1) マネジメント会議の会長 1名
- (2) マネジメント会議の副会長 若干名
- (3) 運営会議の会長（マネジメント会議の会長が兼ねる。）
- (4) 運営会議の副会長（マネジメント会議の副会長が兼ねる。）
- (5) 自然環境保全管理会議の会長 1名
- (6) 自然環境保全管理会議の副会長 若干名
- 2 マネジメント会議の会長及び副会長（運営会議の会長及び副会長）は、正会員の互選により選出し、自然環境保全管理会議の会長及び副会長は、自然環境保全管理会議の構成員の互選により選出し、それぞれ全体会の承認を得るものとする。
- 3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は在任者の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### **(役員職務)**

- 第12条 マネジメント会議の会長は、マネジメント会議を代表し、マネジメント会議の会務を総理する。
- 2 マネジメント会議の副会長は、マネジメント会議の会長を補佐し、マネジメント会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。
  - 3 運営会議の会長は、運営会議の会務を統括する。
  - 4 運営会議の副会長は、運営会議の会長を補佐し、運営会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。
  - 5 自然環境保全管理会議の会長は、自然環境保全管理会議の会務を統括する。
  - 6 自然環境保全管理会議の副会長は、自然環境保全管理会議の会長を補佐し、自然環境保全管理会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。

### **(運営委員)**

- 第13条 マネジメント会議にマネジメント会議の運営の中心的役割を担う運営委員を置く。
- 2 運営委員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
    - (1) 正会員であること。
    - (2) 生田緑地全体の管理運営に責任を持ってかかわることができること。
    - (3) 運営会議に継続的に出席できること。
  - 3 運営委員は、「活動団体等」及び「地域団体・大学等」にあつては自薦若しくは他薦により立候補したもの又は「行政・指定管理者等」にあつては事務局が推薦したものから、全体会の承認をもって選任する。なお、第11条に定めるマネジメント会議の役員は、就任と同時に運営委員になるものとする。
  - 4 運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、他の在任者の任期期間中に新たに選任された運営委員の任期は、他の在任者の残任期間とする。

### **(コーディネーター及びアドバイザー)**

- 第14条 マネジメント会議にコーディネーター又はアドバイザーを置くことができる。
- 2 コーディネーターは、マネジメント会議における決定権を持つものではなく、中立的な立場で意見集約及び調整を行うものとする。
  - 3 アドバイザーは、マネジメント会議の運営状況を継続的に把握した上で、必要な助言を行うものとする。
  - 4 コーディネーター及びアドバイザーは、全体会の承認を得て選任する。

### **(事務局)**

- 第15条 マネジメント会議の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、行政及び指定管理者をもって構成する。

## 第4章 会議

### (会議等)

第16条 マネジメント会議に次の各号に掲げる会議及び部会を置く。

- (1) 全体会
  - (2) 運営会議
  - (3) 自然環境保全管理会議
  - (4) 自然環境保全管理市民部会
  - (5) プロジェクト会議
- 2 会議に出席する団体は、会議に出席するものを会議出席者として1名選出し、入会申込書（第1号様式）又は入会届（第3号様式）により、マネジメント会議の会長に届け出なければならない。なお、委任状を提出することにより同一団体の構成員が代理出席できるものとする。
- 3 前項の会議出席者又は代理出席者のほかに、1団体につき2人まで会議に出席することができる。
- 4 全体会にあつてはマネジメント会議の会長が招集し、その議長となる。また、他の会議にあつては各会議の会長が招集し、その議長となる。
- 5 各会議の会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 各会議及び部会は、内規類を設けることができる。なお、内規類を設けた場合は、速やかにこれをマネジメント会議の会長に提出するものとする。

### (全体会)

第17条 全体会は、正会員をもって構成し、年1回以上開催する。

- 2 全体会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 会則の制定及び変更
  - (2) 役員、運営委員、コーディネーター及びアドバイザーの選任
  - (3) その他重要な事項

### (運営会議)

第18条 運営会議は、運営委員をもって構成する。

- 2 第1項の構成員以外の会員についても、運営会議の会長に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は、提出した議題について運営会議の中で議論することができる。ただし、その場合にあつては、議決権を有しない。
- 3 運営会議の所掌事項については、必要に応じ、運営会議に代わって、上位の会議である全体会で処理することができる。

### (運営会議の所掌事項等)

- 第19条 運営会議は、生田緑地の価値と魅力を高め、市民の財産として持続可能なものとしていくために必要な事項について、協議、調整、提言及び承認を行うことができる。
- 2 運営会議は、「活動団体等」の入会、会員の除名、プロジェクト会議の設置等のマネジメント会議の運営にかかわる重要な事項について、審議し、承認を行うものとする。
- 3 運営会議は、「生田緑地の自然の保全・利用方針」について市に対して提言を行うことができる。
- 4 「活動団体等」及び生田緑地内で活動を行う「地域団体・大学等」は、年度ごとに活動計画書（第6号様式）及び活動報告書（第7号様式）を運営会議に提出し、承認を得るものとする。ただし、短期間の活動など公園施設等管理者が活動計画書及び活動報告書を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 5 運営会議は、活動計画書が提出された場合、「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえて、活動計画の承認の是非を判断するものとする。なお、「生田緑地の自然の保全・利用方針」に位置づけられていない活動については、個別に判断する。
- 6 公園施設等管理者が承認できない活動については、運営会議において承認できないものとする。

### **（自然環境保全管理会議）**

第20条 自然環境保全管理会議は、生田緑地の自然の保全と利用にかかわる活動又はこれに関する調査・研究等を行っている正会員のうちから希望するもの及び「行政・指定管理者等」をもって構成する。

### **（自然環境保全管理会議の所掌事項）**

第21条 自然環境保全管理会議は、生田緑地の自然環境の保全管理等のあり方に関する必要な事項について、協議、調整、提言及び承認を行うことができる。

- 2 自然環境保全管理会議は、「生田緑地植生管理計画」について市に対して提言を行うことができる。
- 3 自然環境保全管理会議は、市民が生田緑地の植生管理の一部を担うに当たっての具体的な実施プログラムとして、「生田緑地植生管理実施プログラム」を策定・変更し、その運用を行うものとする。
- 4 第2項に基づく提言及び第3項に基づく策定・変更を行う場合は、当該策定・変更・提言の対象となる地域で活動している市民活動団体と調整しなければならない。
- 5 自然環境保全管理会議は、「生田緑地植生管理計画」等の重要な事項について、運営会議に報告しなければならない。

### **（自然環境保全管理市民部会）**

第22条 自然環境保全管理会議に自然環境保全管理市民部会を置く。

- 2 自然環境保全管理市民部会は、生田緑地の植生管理に関する共通認識を深めるため、市民等が自由に参加できるものとする。

### **（プロジェクト会議）**

第23条 個別プロジェクトについて議論する必要がある場合には、運営会議の承認を得て、プロジェクト会議を置くことができる。

- 2 プロジェクト会議は、会員のうちから希望するものをもって構成する。
- 3 プロジェクト会議にプロジェクト会議の会長及び副会長を置く。
- 4 前項の会長及び副会長は、プロジェクト会議の構成員の互選により選任する。
- 5 プロジェクト会議の会長は、プロジェクト会議の会務を統括する。
- 6 プロジェクト会議の副会長は、プロジェクト会議の会長を補佐し、プロジェクト会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。

### **（定足数等）**

第24条 会議の定足数は、団体にあつては、団体を単位として数える。

- 2 全体会及び運営会議の定足数は、その構成員の過半数とする。
- 3 委任状を提出したものは、出席者とみなす。
- 4 議決権は、1団体につき1有するものとする。

### **(会議の公開等)**

第25条 会議は、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮ってその全部又は一部を非公開とすることができる。

2 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 傍聴者が会議の進行を妨げ、又は会議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、これに対し退場を命ずることができる。

### **(会議の議事録)**

第26条 全体会、運営会議及び自然環境保全管理会議の議事録は、事務局である指定管理者が作成する。

### **(学識経験者、専門家等による助言)**

第27条 会議は、必要に応じて学識経験者、専門家等から適切な運営活動に関する必要な助言を受けることができる。

## **第5章 その他**

### **(会則の変更等)**

第28条 マネジメント会議の会則を変更するには、全体会の承認を得なければならない。ただし、運営会議の所掌事項にかかわる規定については、運営会議の承認を得て変更できるものとする。

2 この会則に定めるもののほか、必要な事項は全体会の承認を経て、マネジメント会議の会長が別に定める。

#### 附則

本会則は、設立総会の日（平成25年3月18日）から施行する。

#### 附則

本会則は、平成26年度全体会（平成27年3月24日）から施行する。